生駒市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定による監査請求について、次のとおり公表する。

平成25年3月21日

生駒市監査委員 藤 本 勝 美 生駒市監査委員 井 上 圭 吾 生駒市監査委員 中 谷 尚 敬

第1 監査の請求

- 1 請求人
- 2 請求書の提出平成25年1月21日

第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに陳述時の補足説明から、本件請求の要旨を次のように解した。

1 請求の対象行為

生駒市が、法律又は条例の定めによらず要綱で設置した附属機関に準ずる機関である、生駒市市民自治推進会議、生駒市入札監視委員会、生駒市総合計画推進市民委員会、生駒市行政改革推進委員会、生駒市乳幼児健康診査検討委員会、生駒市保育所施設整備法人選考委員会、生駒市ごみ有料化等検討委員会、生駒市衛生処理場運営協議会、生駒市学研高山地区環境保全対策委員会、生駒市空き家・空き地対策検討委員会、生駒市緑の市民委員会、生駒市景観形成基本計画策定委員会、生駒市学校結核対策委員会、生駒市就学指導委員会、生駒市学校給食用物資選定委員会、生駒市放課後子ども教室運営委員会、生駒市芸術会館美術品収集委員会及び生駒市子ども読書活動推進計画実践会議(この18の委員会等を併せて、以下「本件委員会等」という。)の委員に対し、平成24年1月25日から平成24年12月17日までに合計3,010,000円を報酬として支払った行為

2 対象行為が違法又は不当であることの理由

自治法第138条の4第3項の規定では、普通地方公共団体が任意に附属機関を設置する場合には、法律又は条例の定めるところにより設置しなければならないとされているにもかかわらず、生駒市が条例ではなく要綱により本件委員会等を設置し、委員に対し報酬を支払った行為は違法な行為である。

3 求める措置内容

生駒市長に対し、本件委員会等の委員に平成24年1月25日から平成24年12月17日までの間に報酬として支払った合計3,010,000円を生駒市に返還するよう勧告することを求める。

第3 請求の受理

本件請求が自治法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成25年 1月31日にこれを受理した。

第4 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成25年2月13日に証拠の 提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から請求内容の補足説明があった。新た な証拠の提出はなかった。

2 監査の対象事項

生駒市が、本件委員会等の委員に対し、平成24年1月25日から平成24年12月17 日までの間に謝礼を支払った行為について監査の対象とした。

3 監査の対象部局等

監査の対象は下表のとおりとし、対象部局等に必要な資料の提出を求めた。

	対象準附属機関名	対象部局等
ア	生駒市市民自治推進会議	市長公室市民活動推進課
1	生駒市入札監視委員会	企画財政部契約検査課
ウ	生駒市行政改革推進委員会	企画財政部企画政策課
工	生駒市総合計画推進市民委員会	企画財政部企画政策課
才	生駒市ごみ有料化等検討委員会	環境経済部環境事業課
力	生駒市衛生処理場運営協議会	環境経済部環境事業課
キ	生駒市学研高山地区環境保全対策委員会	環境経済部環境政策課
ク	生駒市乳幼児健康診査検討委員会	福祉健康部健康課
ケ	生駒市保育所施設整備法人選考委員会	福祉健康部こども課
コ	生駒市空き家・空き地対策検討委員会	都市整備部建築課
サ	生駒市緑の市民委員会	都市整備部みどり景観課
シ	生駒市景観形成基本計画策定委員会	都市整備部みどり景観課
ス	生駒市学校結核対策委員会	教育総務部教育総務課
セ	生駒市就学指導委員会	教育総務部教育指導課
ソ	生駒市学校給食用物資選定委員会	教育総務部学校給食センター
タ	生駒市放課後子ども教室運営委員会	生涯学習部生涯学習課

チ	生駒市芸術会館美術品収集委員会	生涯学習部生涯学習課
ツ	生駒市子ども読書活動推進計画実践会議	生涯学習部図書会館

第5 監査の結果

主文

本件監査請求を棄却する。

事実及び判断理由

1 事実関係の確認

本件請求書及び提出された事実証明書、提出された資料等に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 本件委員会等の概要

本件委員会等の概要は次のとおりである。

ア 生駒市市民自治推進会議

(ア) 設置目的

生駒市市民自治推進会議は生駒市市民自治推進会議設置要綱により設置され、設置目的は同要綱第1条で「市民、議会、及び市長をはじめとする行政が、それぞれどのような役割を担ってよりよい生駒市をつくっていくかという三者の役割と責務を明らかにした、いわゆる自治体運営の基本ルールを定めた生駒市自治基本条例の運用状況等を市民の立場から見守るため」と規定されていた。

なお、当該会議は、平成24年1月13日付け準附属機関の委員報酬に係る住民監査請求結果(以下「第一次住民監査請求結果」という。)及び同年5月7日付け生駒市市民自治推進会議の委員報酬に係る住民監査請求結果(以下「第二次住民監査請求結果」という。)での勧告を受けて、同年10月9日に一部改正された生駒市自治基本条例(平成21年6月生駒市条例第20号)により、名称を市民自治推進委員会、設置目的を「参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため」(同条例第55条)として、条例に基づく附属機関として改めて設置されている。

会議等	開催日	金 額 支払日	案件
第15回	H24. 1. 10	67, 000 円 H25. 1. 25	・(仮称)生駒市市民投票条例(案)について
第16回	H24. 1. 17	67, 000 円 H24. 2. 6	・(仮称)生駒市市民投票条例(案)について ・(仮称)生駒市市民参画と協働指針(案)の策定につ いて
第17回	H24. 3. 28	72,000 円 H24.4.16	・(仮称)生駒市市民参画と協働指針(案)の策定について

以上3回分、合計206,000円。支出科目は、全て報償費である。

イ 生駒市入札監視委員会

(ア) 設置目的

生駒市入札監視委員会は生駒市入札監視委員会設置要綱により設置され、設置目的は同 要綱第1条で「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、生駒 市の入札及び契約手続における公平性及び公正性の確保並びに透明性の向上を図るため」と 規定されていた。

なお、当該委員会は、第一次住民監査請求結果での勧告を受けて、平成24年10月9日に制定された生駒市入札監視委員会条例(生駒市条例第34号)により、条例に基づく附属機関として改めて設置されている。

(イ)報酬又は謝礼の支出状況及び会議開催状況(監査対象期間分)

会議等	開催日	金 額 支払日	案件
第14回	H24. 1. 24	42, 000 円 H25. 2. 6	・一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行 状況について・抽出案件の参加資格設定理由及び業者の選定理由 について・公園街路樹維持管理業務の入札状況について・指名停止措置の運用状況について・予定価格等の事後公表の試行について

以上1回分、支出科目は、報償費である。

なお、請求人は、平成24年11月27日開催の平成24年度第1回入札監視委員会についても監査対象としているが、同委員会は条例に基づく附属機関として開催されたものである。

ウ 生駒市行政改革推進委員会

(ア) 設置目的

生駒市行政改革推進委員会は生駒市行政改革推進委員会設置要綱により設置され、設置目的は同要綱第1条で「本市における行政改革の推進に当たり、広く市民の意見を求めるため」と規定されていた。

なお、当該委員会は、第一次住民監査請求結果での勧告を受けて、平成24年10月9日に制定された生駒市行政改革推進委員会条例(平成24年10月生駒市条例第31号)により、条例に基づく附属機関として改めて設置されている。

会議等	開催日	金 額 支払日	案件
第8回全体会	H24. 2. 3	72, 000 円 H24. 2. 27	・新行政改革大綱(案)・前期行動計画(案)の決定についてパブリックコメントの実施結果についての確認新行政改革大綱(案)・前期行動計画(案)の決定・後期アクションプランの取組状況(H23.9月末時点)について後期アクションプラン取組状況(H23.9月末時点)の確認・「補助金の見直しに関する提言書(H22年度)」の対応状況について「補助金の見直しに関する提言書(H22年度)」に対するH24年度予算(案)の対応状況の確認
提言書提出	H24. 3. 19	14,000 円 H24.4.16	・平成24~28年度生駒市行政改革大綱【案】及 び平成24~25年度生駒市行政改革大綱前期行 動計画【案】提言書提出及び打ち合わせ

以上2回分、合計86,000円。支出科目は、全て報償費である。

工 生駒市総合計画推進市民委員会

(ア) 設置目的

生駒市総合計画推進市民委員会は生駒市総合計画推進市民委員会設置要綱により設置され、設置目的は同要綱第1条で「第5次生駒市総合計画の適切な進行管理を行うに当たり、総合計画における基本計画の進捗状況を検証し、今後の生駒市の取り組みの方向性について市民等から提案を受け、その内容を実施計画及び予算に反映させていくため」と規定されていた。

なお、当該委員会については、第一次住民監査請求結果での勧告を受けて、平成24年6月1日に同要綱の改正を行い、題名を生駒市総合計画推進懇話会開催要項、名称を生駒市総合計画推進懇話会、設置目的を「第5次生駒市総合計画の適切な進行管理を行うに当たり、総合計画における基本計画の進捗状況を確認し、今後の生駒市の取り組みの方向性について市民等の視点からの意見又は助言を求めるため」と変更している。

さらに、同年10月9日に一部改正された生駒市総合計画審議会条例(平成12年3月 生駒市条例第4号)により、生駒市総合計画推進懇話会が担っていた総合計画の進行管理 を生駒市総合計画審議会の所掌事務に加えている(同条例第1条)。

会議等	開催日	金 額 支払日	案件
以下、生駒	市総合計画推	推市民委員会	
第2回	H24, 2, 21	58,000円	・平成24年度満足度調査について
全体会	H24. 2. 21	H24. 3. 15	・市民満足度調査票について

以下、生駒	以下、生駒市総合計画推進懇話会				
第1回 全体会	H24. 7. 2	58, 000 円 H24. 7. 25	・懇話会の進め方について ・分科会における検証(平成23年度末時点)の進め 方について ・市民満足度調査等結果について		
第1回第一分科会	H24. 7. 6		・各小分野(基本施策)の検証 (No 111・112・121・141・142)		
第2回第一分科会	H24. 7. 10	131,000 円	・各小分野の検証 (No 221・222・223・231・232・242・243)		
第3回第一分科会	H24. 7. 17	H24. 8. 6	・各小分野の検証 (No 211・411・421・431・441・442・451)		
第4回第一分科会	H24. 7. 18		・各小分野の検証 (No 131・132・133・143・144・212・213)		
第1回第二分科会	H24. 7. 10		・各小分野の検証 (No 322・473・481・482)		
第2回第二分科会	H24. 7. 20	87,000 円 H24.8.6	・各小分野の検証 (No 344・511・521・531・532・541)		
第3回第二分科会	H24. 7. 23		・各小分野の検証 (No 311・312・313・321・461・471・472)		
第4回第二分科会	H24. 8. 3	29,000 円 H24.8.27	・各小分野の検証 (No 331・332・341・342・343・351・352)		
第2回 全体会	H24. 8. 23	63, 000 円 H24. 9. 5	・分科会からの検証結果について ・生駒市総合計画進行管理検証結果(案)について		

以上11回分、合計426,000円。支出科目は、全て報償費である。

オ 生駒市ごみ有料化等検討委員会

(ア) 設置目的

生駒市ごみ有料化等検討委員会は生駒市ごみ有料化等検討委員会設置要綱により設置され、設置目的は同要綱第1条で「一般廃棄物の発生抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるための一般廃棄物の有料化等を検討するため」と規定されていた。

会議等	開催日	金 額 支払日	案件
打ち合わせ	H23. 12. 12	97,000円	・第10回会議の事前打ち合わせ
第10回	H23. 12. 22	H24. 1. 25	・ごみ半減プラン達成のためのワークショップ・ごみ半減に向けたトライアル計画について
打ち合わせ	H24. 1. 10	97,000円	・第11回会議の事前打ち合わせ
第11回	H24. 1. 16	H24. 2. 27	・「家庭系ごみ有料化について」答申(素案)について

打ち合わせ	H24. 2. 2	120,000円	・第12回会議の事前打ち合わせ
第12回	H24. 2. 16	H24.3.26	・「家庭系ごみ有料化について」答申(案)について
答申書提出	H24, 3, 29	14,000円	・「家庭系ごみ有料化について」答申書提出及び打ち
台中首促山	П24. Э. 29	H24. 4. 25	合わせ

以上7回分、合計328,000円。支出科目は、全て報償費である。

なお、生駒市ごみ有料化等検討委員会は、答申書を提出した平成24年3月29日をもって、目的達成によりその活動を終了している。

力 生駒市衛生処理場運営協議会

(ア) 設置目的

生駒市衛生処理場運営協議会は生駒市衛生処理場運営協議会設置要綱により設置され、 設置目的は同要綱第1条で「生駒市衛生処理場の周辺地区市民の健康で快適な生活を保持す るため、積極的に市民の参加を求め、当該事業が円滑に推進し、かつ、公害の防止につき万 全を期すること」と規定されていた。

(イ)報酬又は謝礼の支出状況及び会議開催状況(監査対象期間分)

会議等	開催日	金 額 支払日	案件
平成 23 年度	H24. 3. 1	77,000 円 H24.3.26	・平成22年度施設運営状況等について ・平成22年度環境会計について

以上1回分、支出科目は、報償費である。

なお、生駒市衛生処理場運営協議会は、生駒市衛生処理場の運転管理等の業務委託を包括運営業務委託に変更したことに伴い、活動を終了している。

キ 生駒市学研高山地区環境保全対策委員会

(ア) 設置目的

生駒市学研高山地区環境保全対策委員会は生駒市学研高山地区環境保全対策委員会設置 要綱により設置され、設置目的は同要綱第1条で「生駒市学研高山地区において、先端科学 技術分野における教育、研究活動及び研究開発型産業を行う事業者が、事業活動を行う際に、 環境汚染及び事故、災害等を未然防止するため、又は事業活動開始後の当該地域の良好な生 活環境を保全するため」と規定されていた。

なお、当該委員会は、第一次住民監査請求結果での勧告を受けて、平成24年10月9日 に制定された生駒市学研高山地区環境保全対策委員会条例(平成24年10月生駒市条例第42号)により、条例に基づく附属機関として改めて設置されている。

会議等	開催日	金 額 支払日	案件
第6回	H24. 3. 21	105, 000 円 H24. 4. 16	 事業者の新工場立地に伴う環境保全対策について ①現地視察 ②企業概要 ③計画施設概要 ④環境保全計画書 ⑤環境保全協定書(案) ⑥答申書(案) ・高山学研地区における監視測定結果について

以上1回分、支出科目は報償費である。

なお、請求人は、平成24年10月25日開催の第1回生駒市学研高山地区環境保全対策委員会についても監査対象としているが、同委員会は条例に基づく附属機関として開催されたものである。

ク 生駒市乳幼児健康診査検討委員会

(ア) 設置目的

生駒市乳幼児健康診査検討委員会は生駒市乳幼児健康診査検討委員会設置要綱により設置され、設置目的は同要綱第1条で「生駒市における母子保健法第12条及び第13条に規定する健康診査の実施に当たり、その円滑な運営と健康診査の向上について協議するため」と規定されていた。

(イ)報酬又は謝礼の支出状況及び会議開催状況(監査対象期間分)

会議等	開催日	金 額 支払日	案件
第5回	H23. 12. 14	75,000 円 H24.1.31	・「生駒市における乳幼児健康診査のあり方に関す る提言」書の取りまとめ

以上1回分、支出科目は報償費である。

なお、生駒市乳幼児健康診査検討委員会は、市長に提言書を提出した平成24年2月28日をもって、目的達成によりその活動を終了している。

ケ 生駒市保育所施設整備法人選考委員会

(ア) 設置目的

生駒市保育所施設整備法人選考委員会は生駒市保育所施設整備法人選考委員会設置要綱により設置され、設置目的は同要綱第1条で「本市において、新たに保育所施設の整備及び運営を行う社会福祉法人等の選考を適正に行うため」と規定されていた。

なお、当該委員会は福祉施設等の整備及び運営を行う事業候補者を選定又は特定するための審査を行うものであり、第一次住民監査請求結果での勧告を受けて、平成24年10月9日に生駒市プロポーザル審査委員会条例(平成24年10月生駒市条例第35号)が制定されたことに伴い、生駒市保育所施設整備法人選考委員会設置要綱は廃止されており、今後は条例に基づく附属機関として設置されることとなる。

会議等	開催日	金 額 支払日	内容
選考委員会	H24. 5. 11	33, 000 円 H24. 6. 5	生駒市において新たに保育所施設を整備及び運営する法人について、その事業候補者を、応募があった中から、公募型プロポーザル方式により選考

以上1回分、支出科目は報償費である。

コ 生駒市空き家・空き地対策検討委員会

(ア) 設置目的

生駒市空き家・空き地対策検討委員会は生駒市空き家・空き地対策検討委員会設置要綱により設置され、設置目的は同要綱第1条で「全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、生駒市においても今後、空き家、空き地が増加することが想定されることから、その対策を検討していくため」と規定されていた。

なお、当該委員会については、第一次住民監査請求結果での勧告を受けて、平成24年6月7日に同要綱の改正を行い、題名を生駒市空き家・空き地対策研究会開催要綱、名称を生駒市空き家・空き地対策研究会、設置目的を「全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、生駒市においても今後、空き家、空き地が増加することが想定されることから、その対策を研究していくため」と変更している。

会議等	開催日	金 額 支払日	案件				
以下、生駒	以下、生駒市空き家・空き地対策検討委員会						
平成 23 年度 第 4 回	H24. 3. 23	34,000 円 H24.4.16	・前回議事録の確認について・「第2回いきいき交流会」の報告について・モデル地区アンケート調査結果の報告について・意見交換・委員任期の延長について				
平成 24 年度 第 1 回	H24. 5. 30	39, 000 円 H24. 6. 15	・前回議事録の確認について ・「第3回いきいき交流会」の報告について ・モデル地区アンケート調査結果の報告について ・平成24年度事業について				
以下、生駒	市空き家・名	空き地対策研究	究会				
第2回	H24. 8. 7	34, 000 円 H24. 8. 27	・前回議事録の確認について ・本会の設置要綱改正の報告について ・「第4回いきいき交流会」の報告について ・市内全域アンケート調査について ・空き家等の適正管理に関する条例について				

第3回	H24. 10. 12	19, 000 円 H24. 10. 25	・前回議事録の確認について・テーマ別での対策案の検討について・各報告案件について空き家調査市民アンケート調査第5回いきいき交流会セミナー・相談会の開催
-----	-------------	--------------------------	---

以上4回分、合計126,000円。支出科目は全て報償費である。

サ 生駒市緑の市民委員会

(ア) 設置目的

生駒市緑の市民委員会は生駒市緑の市民委員会設置要綱により設置され、設置目的は同 要綱第1条で「生駒市緑の基本計画に掲げる『花と緑と自然の先端都市・生駒』の実現に向 け、市民と行政が協働し、本市の緑の都市環境を保全及び創造する施策を総合的かつ計画的 に推進するため」と規定されていた。

なお、当該委員会については、第一次住民監査請求結果での勧告を受けて、平成24年7月1日に生駒市緑の市民委員会設置要綱を廃止して、生駒市緑の市民懇話会開催要綱を制定し、名称を生駒市緑の市民懇話会、設置目的を同要綱第1条で「生駒市緑の基本計画に掲げる『花と緑と自然の先端都市・生駒』の実現に向け、市民と行政が協働して推進する緑の都市環境を保全及び創造する施策に対し意見又は助言を求めるため」と変更している。

(イ)報酬又は謝礼の支出状況及び会議開催状況(監査対象期間分)

会議等	開催日	金 額 支払日	案件
以下、生駒	市緑の市民	委員会	
第22回	H24. 2. 23	83, 000 円 H24. 3. 15	・花好き・自然好き市民交流サロンからの提案について ・緑の保全・緑化の推進に関する事業の状況、花のまちづくりセンターに関する事業の状況について(報告)
第23回	H24. 5. 21	78, 000 円 H24. 6. 15	・平成24年度みどり景観課所管の緑化推進に係る 事業概要について(説明) ・花・緑まちづくりフェスタ in ふろーらむについて (報告)
以下、生駒	市緑の市民	懇話会	
第24回	H24. 8. 8	78,000 円 H24.8.27	・コミュニティパーク事業の箇所選定について・花と緑の景観まちづくりコンテストについて
第25回	H24. 10. 5	78,000 円 H24.10.25	・花と緑の景観まちづくりコンテストについて

以上4回分、合計317,000円。支出科目は全て報償費である。

シ 生駒市景観形成基本計画策定委員会

(ア) 設置目的

生駒市景観形成基本計画策定委員会は生駒市景観形成基本計画策定委員会設置要綱によ

り設置され、設置目的は同要綱第1条で「生駒市景観計画及び生駒市景観条例に基づき、本 市の総合的かつ先導的な景観まちづくりを推進するための指針となる景観形成基本計画を 策定するに当たり、総合的かつ専門的な観点から検討を行うため」と規定されていた。

なお、当該委員会については、第一次住民監査請求結果での勧告を受けて、平成24年7月1日付に生駒市景観形成基本計画策定委員会設置要綱を廃止して、生駒市景観形成基本計画策定懇話会開催要綱を制定し、名称を生駒市景観形成基本計画策定懇話会、設置目的を同要綱第1条で「生駒市景観計画及び生駒市景観条例に基づき、本市の総合的かつ先導的な景観まちづくりを推進するための指針となる景観形成基本計画を策定するに当たり、総合的かつ専門的な観点から意見又は助言を求めるため」と変更している。

(イ)報酬又は謝礼の支出状況及び会議開催状況(監査対象期間分)

会議等	開催日	金 額 支払日	案件			
以下、生駒	市景観形成	基本計画策定				
第5回	H24. 3. 2	53,000 円 H24.3.26	・生駒市景観形成基本計画の構成について ・生駒の景観形成の基本原則と構成要素について			
第6回	H24. 5. 7	53,000 円 H24.5.25	・生駒の景観形成の基本原則・構成要素とキーワー ド (パターン) について			
以下、生駒	以下、生駒市景観形成基本計画策定懇話会					
第7回	H24. 8. 3	52,000 円 H24.8.27	・生駒の景観形成のキーワード (パターン) につい て			
第8回	H24. 9. 21	62, 000 円 H24. 10. 5	・景観形成の推進(方針と推進方策)について ・景観形成基本計画の素案について			
第9回	H24.11.9	67, 000 円 H24. 11. 26	・スケジュール等の変更について・景観形成基本計画の素案について			

以上5回分、合計287,000円。支出科目は全て報償費である。

ス 生駒市学校結核対策委員会

(ア) 設置目的

生駒市学校結核対策委員会は生駒市学校結核対策委員会設置要領により設置され、設置 目的は同要領第1条で「生駒市立学校の児童生徒の結核対策の管理方針を検討するため」と 規定されていた。

なお、当該委員会については、第一次住民監査請求結果での勧告を受けて、平成25年 1月21日に同要領の改正を行い、題名を生駒市学校結核対策委員会開催要綱、設置目的を 「生駒市立学校の児童生徒の結核対策について、外部の視点からの意見又は助言を求めるた め」と変更している。

会議等	開催日	金 額 支払日	案件等
平成 23 年度 第 2 回	H24. 2. 21	56,000 円 H24.3.5	・平成23年度結核健診の結果報告・平成23年度結核健診の評価及び精度管理について・平成24年度結核健診について
平成 24 年度 第1回	H24. 5. 28	56,000 円 H24.6.15	・精密検査等の指示に関する検討について ・学校結核健診の改正について
第2回	H24. 10. 29	56,000 円 H24.11.15	・結核健診の改正について

以上3回分、合計168,000円。支出科目は全て報償費である。

セ 生駒市就学指導委員会

(ア) 設置目的

生駒市就学指導委員会は生駒市就学指導委員会規則により設置され、設置目的は同規則 第1条で「障害を有する幼児、児童及び生徒に適正な就学指導を行うため」と規定されてい た。

なお、当該委員会は、第一次住民監査請求結果での勧告を受けて、平成24年10月9日に制定された生駒市就学指導委員会条例(平成24年10月生駒市条例第36号)により、条例に基づく附属機関として改めて設置されている。

(イ) 報酬又は謝礼の支出状況及び会議開催状況(監査対象期間分)

会議等	開催日	金 額 支払日	案件
平成 23 年度 第 1 回	H23. 7. 14	366, 000 円 H24, 4, 16	・平成22年度審議対象児の現況報告について・平成23年度第1回審議対象児について・平成23年度第2回審議対象予定児について・平成23年度通級児童について報告
第2回	H23. 11. 17 H23. 11. 24		・平成23年度第2回審議対象児について
そ0	D他	112 11 11 10	・就学指導委員会特別支援教育支援専門部会2回・就学前教育相談4日・審議対象児童について事前調査のベ41日・幼稚園加配調査のベ18日

支出科目は、全て報酬である。

ソ 生駒市学校給食用物資選定委員会

(ア) 設置目的

生駒市学校給食用物資選定委員会は生駒市学校給食用物資選定委員会設置要綱により設置され、同要綱第1条で「生駒市学校給食において、安全で良質な給食用物資を確保し、円滑な運営を図ることを目的として」設置するとされていた。

なお、当該委員会については、第一次住民監査請求結果での勧告を受けて、平成24年

9月1日付に生駒市学校給食用物資選定委員会設置要綱を廃止して、生駒市学校給食用物資選定懇話会開催要綱を制定し、名称を生駒市学校給食用物資選定懇話会と変更している。

(イ)報酬又は謝礼の支出状況及び会議開催状況(監査対象期間分)

会議等	開催日	金額	支払日	内容
以下、生縣	市学校給食	用物資選定委	員会	
委員会	H24. 1. 17	10,000円	H24. 1. 31	
委員会	H24. 2. 3	5,000円	H24. 2. 27	
委員会	H24. 2. 20	10,000円	H24. 3. 5	
委員会	H24. 2. 23	10,000円	H24. 3. 15	
委員会	H24. 3. 12	10,000円	H24. 4. 16	学校給食の使用食材を選定するにあ
委員会	H24. 4. 10	10,000円	H24. 4. 25	たり、委員(参加者)にサンプルを
委員会	H24. 5. 11	10,000円	H24. 5. 25	検査又は試食してもらい、意見や感
委員会	H24. 7. 13	10,000円	H24. 8. 15	想を述べてもらう。
委員会	H24.8.6	10,000円	H24. 8. 27	
委員会	H24. 9. 14	10,000円	H24. 10. 5	
以下、生縣	市学校給食	用物資選定懇	話会	
委員会	H24. 10. 12	10,000円	H24. 11. 5	
委員会	H24. 11. 13	5,000円	H24. 12. 5	

以上12回分、合計110,000円。支出科目は、全て報償費である。

タ 生駒市放課後子ども教室運営委員会

(ア) 設置目的

生駒市放課後子ども教室運営委員会は生駒市放課後子ども教室運営委員会設置要綱により設置され、設置目的は同要綱第1条で「放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図ることを目的として、地域の大人が子どもとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、子どもが地域社会の中で健やかに育まれる環境づくりを推進するため」と規定されていた。

なお、当該委員会については、第一次住民監査請求結果での勧告を受けて、平成24年8月1日に生駒市放課後子ども教室運営委員会設置要綱を廃止して、生駒市放課後子ども教室懇話会開催要綱を制定し、名称を生駒市放課後子ども教室懇話会、設置目的を同要綱第1条で「放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図ることを目的として、地域の大人が子どもとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、子どもが地域社会の中で健やかに育まれる環境づくりを円滑に推進するに当たり、意見又は助言を求めるため」と変更している。

会議等	開催日	金 額 支払日	案件		
以下、生駒市放課後子ども教室運営委員会					

平成 23 年度 第 2 回	H24. 3. 26	5,000円 H24.4.16	・平成23年度生駒市放課後子ども教室事業報告に ついて ・平成24年度生駒市放課後子ども教室について				
以下、生駒	以下、生駒市放課後子ども教室懇話会						
平成 24 年度	H24, 11, 16	20,000円	・平成24年度生駒市放課後子ども教室事業中間報				
第1回	1124. 11. 10	H24. 12. 17	告について				

以上2回分、合計25,000円。支出科目は全て報償費ある。

チ 生駒市芸術会館美術品収集委員会

(ア) 設置目的

生駒市芸術会館美術品収集委員会は生駒市芸術会館美術品収集委員会設置等要綱により 設置され、「生駒市芸術会館が所蔵する美術品等の収集を適正かる円滑に行うため」と規定 されていた。

なお、当該委員会については、第一次住民監査請求結果での勧告を受けて、平成24年6月8日に生駒市芸術会館美術品収集委員会設置等要綱を廃止して、芸術会館美楽来美術品収集懇話会開催要綱を制定し、名称を芸術会館美楽来美術品収集懇話会、設置目的を同要綱第1条で「芸術会館美楽来が所蔵する美術品等の収集を適正かつ円滑に行うにあたり、意見又は助言を求めるため」と変更している。

(イ)報酬又は謝礼の支出状況及び会議開催状況(監査対象期間分)

会議等	開催日	金 額 支払日	内容
懇話会	H24. 6. 15	28,000 円 H24.7.5	・寄贈の申し出のあった作品収集についての意見及 び助言

以上1回分、支出科目は報償費である。

ツ 生駒市子ども読書活動推進計画実践会議

(ア) 設置目的

生駒市子ども読書活動推進計画実践会議は生駒市子ども読書活動推進計画実践会議設置 要綱により設置され、設置目的は同要綱第1条で「読書が子供の健やかな成長に欠かせない ものであることを踏まえ、自主的に子どもが本に親しめる環境をつくるため」と規定されて いた。

なお、当該会議については、第一次住民監査請求結果での勧告を受けて、平成24年9月1日に生駒市子ども読書活動推進計画実践会議設置要綱を廃止して、生駒市子ども読書活動連絡調整会議開催要綱を制定し、名称を生駒市子ども読書活動連絡調整会議と変更している。

	会議等	開催日	金 額 支払日	案件	
以下、生駒市子ども読書活動推進計画実践会議					
	平成 23 年度	1194 9 10	34,000 円	・平成23年度事業報告について	
	第2回	H24. 2. 10	H24.3.5	・平成24年度事業計画(案)について	

以下、生駒市子ども読書活動連絡調整会議			
			・生駒市子ども読書活動推進計画実践会議の取組
平成 24 年度	H24 11 2	34,000 円	について
第1回	1124. 11. 2	H24. 12. 5	・学校図書館司書による実績報告と交流会
			・平成24年度事業計画について

以上2回分、68,000円。支出科目は全て報償費である。

(2) 生駒市における附属機関等の設置に係る運用について

生駒市では、附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針(以下「旧取扱指針」という。)を定め平成20年4月1日から施行していた。旧取扱指針は、自治法第138条の4第3項に基づき法律又は条例により設置する機関(以下「附属機関」という。)と、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として個別の要綱等により設置する機関(以下「準附属機関」という。)を、併せて「附属機関等」と定義し、附属機関等の設置及び運営に関し必要な事項を定めていた。

また、附属機関の委員に対する報酬の額は、生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第12号)(以下「報酬条例」という。)において、日額14,000円と定められ、準附属機関の委員に対する謝礼の額は、旧取扱指針と同時に定められた附属機関等の委員の報酬等に関する基準(以下「旧報酬基準」という。)において、学識経験を有する者として選任された委員は日額14,000円以内、その他の委員については日額5,000円以内とし、準附属機関ごとに任命権者が市長と協議し決定することとされていた。

しかし、第一次住民監査請求結果における「委員会等の全てについて、その設置目的、業務の実態等を精査し、附属機関として条例に基づいて設置すべきものとそうでないものを整理した上で、適切な措置を検討」することとの勧告及び第二次住民監査請求結果における勧告を受けて、生駒市では平成24年10月9日に上記の旧取扱指針を廃止して、「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」を新たに制定し、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として個別の要綱等により設置する機関の総称を懇談会等とした。これに伴い、本件監査対象である18の委員会等については、上記(1)の本件委員会等の概要で記載したとおり、その全てが見直され、活動を終了したものを除いて、その活動実態に応じて、条例に基づき設置する附属機関と要綱等により設置する懇談会等とに整理して、設置目的や権限、運営方法等につき条項が整備された。また、報酬等についても、平成24年10月9日に報酬条例を一部改正するとともに旧報酬基準は廃止され、「附属機関の委員の報酬及び懇談会等の参加者の謝礼に関する基準」が制定された。なお、附属機関の委員に対する報酬の額は、従前と同じであり、懇談会等の参加者に対する謝礼の額は、従前の準附属機関の委員に対する謝礼の額と同じである。

2 判断の理由

自治法第138条の4第3項は「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と規定している。これは、普通地

方公共団体は、任意に附属機関を設置することができるが、その際には、必ず法律又は条例 の規定に基づくものでなければならないとの趣旨である(附属機関条例設置主義)。

ここにいう「附属機関」には、一時的、臨時的に設置される機関や、住民の権利義務に 影響を及ぼす権限行使の前提となる調停、審査、諮問又は調査を行うものでない機関は含ま れないとの見解もあるが、一般的には、執行機関の要請により、行政執行のために必要 な資料の提供等行政執行の前提として必要な審査、諮問、調査等を行うことを職務とす る機関を総称するものであって、その名称は問わないと理解されている(平成14年1 月30日さいたま地方裁判所平成11年(行ウ)第8号)。

本件請求の監査対象である18の本件委員会等は、第一次住民監査請求結果による勧告を受けて改善措置がとられるまでは、いずれも要綱、要領又は規則により設置され、法律又は条例を設置根拠とする附属機関として設置されたものではなかったが、本件委員会等のなかには、審査又は調査を行うことが職務内容の中に含まれているものや機関としての意思決定手続きが定められているもの、あるいは継続的な存続が予定されているもの、執行機関に対し答申を行っているもの、市の重要な施策の実施において一定の役割を持つと位置づけられると思料できるもの等があり、実質的には条例に基づき設置すべき附属機関に該当する可能性があると認められるものが存在すると判断された。

そのため第一次住民監査請求結果及び第二次住民監査請求結果においては、附属機関につき条例化などの改善措置をとるように勧告し、生駒市では、上記1(1)記載のとおり平成24年10月9日に生駒市市民自治推進会議、生駒市入札監視委員会、生駒市総合計画推進市民委員会、生駒市行政改革推進委員会、生駒市学研高山地区環境保全対策委員会及び生駒市就学指導委員会の6委員会については条例を設置根拠とするための改善措置を行った。したがって、請求人の請求のうち、条例化後の平成24年11月27日開催の生駒市入札監視委員会の会議及び平成24年10月25日開催の生駒市学研高山地区環境保全対策委員会の会議は、条例に基づき会議が開催され、条例に基づき報酬が支払われていることから、請求には理由がない。

また、上記以外の謝礼の支払いが、実質的には附属機関と認められる委員会等の委員への 謝礼の支払いとなれば、報酬等条例主義(自治法第204条の2)に反する可能性はあるも のの、委員が適切な任務遂行(役務提供)をしている場合には、生駒市は任務遂行による給 付を受けているのであるから、生駒市は損害を被っていないとみるべきである。本件委員会 等の活動内容について具体的にみたところ、明らかに不適切な任務遂行と認められる活動は なく、本件委員会等の委員に対する謝礼などの支払いが生駒市に対し損害を与えたとまでは 認めることができなかった。

以上のことから、本件住民監査請求について、主文のとおり決定する。

以上